

介護職員等特定処遇改善加算の届出手続きについて

1 介護職員等特定処遇改善加算とは

介護職員等特定処遇改善加算は、現行の介護職員・訪問介護員・介護従業者として介護に従事している職員の賃金改善や職場環境の改善、キャリアパス等を目的とする介護職員処遇改善加算（以下「現行加算という。」）に加え、介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進めるため、2019年度の介護報酬改定において創設されました。

なお、当該加算は介護職員の更なる処遇改善の趣旨を損なわない程度において、一定程度他の職種の処遇改善も行うことができます。

また、当該加算を取得する事業者は、現行加算要件に加え、加算要件に応じた介護福祉士の配置要件、職場環境要件、見える化要件（2020年度から適用）等を満たす必要があるとともに、それらを全介護職員に周知して毎年度計画書及び実績報告書を提出する必要があります。

2 加算届の届出単位

介護職員等特定処遇改善加算については、他の加算と同様に事業所単位で、指定権者（県、市町村）あてに届出をお願いいたします。

複数の介護サービス事業所を有する介護サービス事業者については特例で、県内外を問わず複数の事業所間で一括して介護職員処遇改善計画書を作成することが認められています。ただし、その場合も事業所の指定権者ごとに届出が必要となります。

3 書類の提出先

サービスの種類	提出先
訪問介護、訪問入浴、通所介護、通所リハ※、 短期入所生活介護（単独型、併設型）、 短期入所療養介護（一般指定のみ）、特定施設入居者生活介護	所管の福祉相談センター
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、 短期入所生活介護（空床型のみ）、短期入所療養介護（施設みなし）	高齢福祉課

※)介護老人保健施設、介護医療院の施設みなしの通所リハは、老健の新規許可申請と同時の届出の場合のみ、他の加算と同様に高齢福祉課に提出してください。

4 届出方法

- 介護職員等特定処遇改善加算は毎年度計画書を提出し、毎年度実績報告が必要です。
当該加算は令和元年10月1日（火）から新規に算定のため、令和元年8月30日（金）【当日消印有効】までに必ず高齢福祉課又は所管の福祉相談センターに郵送で提出してください（令和元年11月適用分から窓口持参となります。）
- 加算届及び計画書の提出期限は、算定を受けようとする月の前々月の末日です。届出が遅れた場合、遅れた月数分だけ加算の算定ができなくなります。
 - ・介護福祉士の配置等要件に関する適合状況等の変更（喀痰吸引を必要とする利用者の割合について要件等を満たせないことにより、入居継続支援加算、日常生活継続支援加算等を算定できない状況が3月以上継続した場合を含む。）により加算の種類が変更になる場合の届出期限は、以下の

表のとおり他の加算と同じ期限になります。

	区分	算定を受けようとする月	提出期限	提出方法
加算届	新規届出分	令和元年11月から	令和元年9月末日	窓口持参
加算届	定期届出分	令和2年4月から	令和2年2月末日	郵送
変更	加算Ⅱ⇒Ⅰ Ⅰ⇒Ⅱ 例：訪問介護	例：12月から	11月15日	窓口持参
変更	加算Ⅱ⇒Ⅰ Ⅰ⇒Ⅱ 例：特定施設	例：12月から	11月末日	窓口持参

- ・ 就業規則を改正（介護職員の処遇に関する内容に限る）した場合や、事業所数の増減、法人の合併、介護福祉士の配置要件に関する適合状況の変更があり該当する加算の区分に変更がある場合は、変更届が必要です。変更後10日以内に指定権者へ提出してください。
- **実績報告の提出期限**は、最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日です。（令和元年度にあっては、最後の加算の支払月が令和2年5月（令和2年3月サービス提供分）であれば令和2年7月末日となります。）

※消印有効

	区分	算定期間	提出期限	提出方法
定期報告	令和元年度分	令和元年10月から 令和2年3月まで	令和2年7月31日	郵送
〃	令和2年度分	令和2年4月から 令和3年3月まで	令和3年7月31日	郵送
〃	令和3年度分	令和3年4月から 令和4年3月まで	令和4年7月31日	郵送
事業廃止	例： 令和元年12月末廃止	令和元年10月から 令和元年12月まで	令和2年4月30日	郵送

- ・ 実績報告の提出は、加算の算定要件です。提出されませんと加算の算定要件を満たしていない不正請求として、全額返還になることがあります。
 - ・ 介護職員に対し、加算の総額を上回る賃金改善を完了した上で、実績報告書を提出してください。
 - ・ 介護職員等への支給月別内訳については、実地指導等で確認することがあるため、任意の書式で作成し保管してください。
- 申請様式等については、福祉局高齢福祉課介護保険指定・指導グループのホームページに掲載していますので、申請の際は必ず確認をしてください。
(URL：http://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/application/form/form_index.html)

5 留意事項

介護職員等特定処遇改善加算について虚偽の記載や、介護職員等特定処遇改善加算の

請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があります。

また、介護職員等特定処遇改善加算の要件上、事業所は常勤や非常勤等に関係なくすべての介護職員に特定に基づく取組について周知しなければなりません（見える化要件については令和2年度（2020年度）より適用）。当該加算を算定する事業所につきましては、職員への周知漏れ等がないよう留意するとともに、適切に処遇改善が実施されるようお願いいたします。

- ※ 障害福祉サービスにおける「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」により実施した賃金改善の金額は、介護保険上の「介護職員等特定処遇改善加算」の賃金改善額に含めることはできません。特定処遇改善加算によって障害福祉サービスで50万円、介護保険で100万円の加算金があった場合は、合計150万円を上回る賃金改善を行わなければなりません。